

竹原市地域公共交通会議委員等の費用弁償等に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、竹原市地域公共交通会議規約第16条の規定に基づき、竹原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会長、副会長、委員、監査委員（以下「委員等」という。）の費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（費用弁償の額）

第2条 委員等が、会議の招集に応じ、若しくは交通会議の職務を行うために出張したときは、旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、竹原市の例によるものとする。

（報酬の額）

第3条 委員等の報酬は、日額7,000円とする。ただし、国、県、市の行政機関の長及び常勤職員については、これを支給しないものとする。

（補則）

第4条 この規程に定めるもののほか、委員等の費用弁償等に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年●月●日から施行する。